

介護職員各位

令和3年6月16日  
社会福祉法人 伊勢湾福祉会  
事務局

令和3年度介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算支給額

○介護職手当（処遇改善加算対象事業所）

【常勤職員及びフルタイム嘱託職員】

（月額） A： 14,000 円

B： 2,000 円

※Bは夜勤者（特養、グループ）。

（夜勤は夜勤手当1回10,000円のうち5,000円が処遇改善手当）

※AはB以外の介護職員。

・なお、夜勤者のうち、手当分が14,000円未満の者（夜勤回数が2回/月以下の者）は、14,000円までの差額を支給する。

・入職後2か月間嘱託職員である者は、12,000円/月とする。

【短時間嘱託職員及びパートタイマー】

（時給） +100 円

○特定処遇改善加算（特定処遇改善加算対象事業所）

【常勤職員】

（月額） A：介護職員のうち勤続10年かつ介護福祉士 16,000 円

B：その他の介護職員 8,000 円

（入職後2か月嘱託職員である者は4,000円）

C：その他の職種 4,000 円

※Cについては、年間給与総支給額が法に記載されている金額を上回っている者は対象外。

※処遇改善加算・特定処遇改善加算とも、日常の状況によって、支給額は理事長が判断することができる。

以上